

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、  
当日の翌日  
が休息日  
となる)

## 目次

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法による医師の指定の取消し

生活保護法による医療機関の指定

保険医の登録

牛肺虫検査の実施

入会林野整備計画の適否の決定

解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定

換地計画の決定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公 告 調理師試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第六百八十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり医師を定めたので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。  
昭和四十六年八月十七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤 務 先
内 科	野 口 誠	倉吉市下田中三四三 県立厚生病院
整形外科	池 田 宣 之	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
〃	金 谷 拓 郎	〃
眼 科	瀬戸川 朝 一	米子市西町三六ノ一 鳥取大学医学部付属病院

### 鳥取県告示第六百八十四号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤 務 先
整形外科	古 沢 正 治	鳥取市尚徳町一一七 鳥取市赤十字病院

鳥取県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十六年七月三十一日	安田内科医院	米子市二本木五三九	内科、循環器科、消化器科、放射線科	安田収一

鳥取県告示第六百八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
小松 延江	鳥取市今町一丁目二二三	鳥医第三五二号	昭和四十六年七月二十三日

鳥取県告示第六百八十七号

家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、牛肺虫検査を

実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

牛肺虫症予防のため

二 実施する区域

県下全城

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛（放牧場で飼育されているもの）

四 実施の期日

昭和四十六年九月一日から十一月三十日まで

五 検査の方法

虫卵検査

鳥取県告示第六百八十八号

鳥取市岩坪岩坪入会林野整備組合長鳥取市岩坪四四三、二合併地大下草夫から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十六年八月十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に

関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

岩坪入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三津字西傍示ノ巻九九三ノ二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十号

昭和四十六年七月六日付で中山町長から申請のあった土地改良(萩原地

区開拓道路補修)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年八月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡大栄町 大栄町役場

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和四十六年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年八月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十六年八月十八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 不在者投票管理者をおくことのできる病院の指定について

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和46年8月17日

鳥取県知事 石 岐 二 朗

### 1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において、2年以上調理の業務に従事したものの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
  - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
  - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者
- 2 試験の日時  
昭和46年10月26日（火） 午前9時
- 3 試験の場所
- (1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者  
鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
  - (2) 倉吉保健所管内の受験者  
倉吉市蔵城 鳥取県中部総合事務所

- (3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者  
米子市靴町1丁目 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

#### 4 試験科目

- (1) 衛生法規  
(2) 公衆衛生学  
(3) 栄養学  
(4) 食品学  
(5) 食品衛生学  
(6) 調理理論

#### 5 受験手続

- (1) 提出先
- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
- イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部予防課
- (2) 提出書類
- ア 受験願書 (別紙によること。) なお、県外の居住者にあつては、受験願書の余白に受験希望地を記載すること。
- イ 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
- ウ 受験資格を有することを証する書類
- エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類
- オ 写真 (受験願書提出前6カ月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の名刺型とし、その裏面に住所、氏名及び生年月日を記載するこ

と。)

#### (3) 提出期間

昭和46年9月10日から昭和46年9月30日まで。

ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。

#### 6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

#### 7 携行品

筆記用具及び受験票

#### 8 その他

- (1) 受験者は、当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

鳥取県知事

殿

氏名 (印)

昭和 年 月 日

ます。

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたので、関係書類を添えてお願いし

収入証紙  
はつげ欄

現在の職業先	調理経歴	年月から
最終学校名	卒業年月日	年月日
氏名	生年月日	年月日生
住所		
本籍	性別	男女

調理師試験受験願

別紙

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】